

熊 事 研 会 報

第81号

平成17年12月21日

発行人 熊本県学校事務研究協議会
会長 魚住 光二
編集代表 研究部長 大岩眞二
〒868-0081人吉市上林町622
Tel.096(369)2004 Fax.096(331)1530

<今回の主な内容>

- ・会長挨拶
- ・訃報
- ・第3回理事会だより
- ・第31回大会報告
- ・全体研究会の総括
分科会記録

ご 挨 拶

熊本県学校事務研究協議会会長 魚住光二

12月に入って、いきなりの寒波の襲来で球磨の山々もすっかり雪化粧姿で師走を迎えています。会員の皆さまにはお元気で職務に励まれていらっしゃると思います。

さて、10月19～20日に開催しました「第31回熊本県学校事務研究大会」は大変お世話になりました。お陰を持ちまして、680人の参加者を得ることができ盛会のうちに無事終了することができました。これもひとえに、会員の皆さまのご協力とご尽力の賜と心から感謝申し上げます。

一部、不愉快な思いをされた面もございましたが、県下の各教育関係機関の後援を頂いているという立場や公費出張というサービスの状況等を勘案しまして、「自ら厳しく律する」意味からも事前の理事会で了解を得たものでございました。

しかしながら、会員の皆さまに徹底していなかった点や私どもの配慮不足の点もございましたので、今後の大会運営につきましては十分に反映していかなければならないものと思っております。

また、数年来の懸案となっていました全事研加盟の議案につきましても、圧倒的多数の方々の賛成を頂くことができましたことは、今後の熊事研活動の新たな飛躍につながることに信じております。

今後とも、県下、650名の学校事務職員の間での協力で作り上げる熊事研大会が益々発展していきますよう、更なるご理解とご協力を宜しく申し上げます。

さて、大会時も文科省からの緊急説明がありました「義務教育費国庫負担制度」を巡る攻防も「国の3分の1負担維持」ということで決着し、どうやら三位一体の嵐の中ではかなり評価できる結果を得ることができたものと思われませんが、今後も「新給料表」への移行に伴う格付けの問題や人事評価制度の導入など息つく間もなく難問が押し寄せてきています。

中でも「県の行財政改革」に伴う業務の見直しでは、私たちの仕事に直接関係する給与・手当関係の端末入力化や旅費のアウトソーシング化が予想されますし、教育事務所の廃止なども十分に有り得ることと思われれます。

そうなりますと、各地区の事務研が果たしてきました県教委との対応についても、多くの部分で熊事研が担っていかねばならなくなりますし、同時に、具体的な日常の職務についても「どうすれば事務職員にとってプラスになるか」という結果を求められることとなります。

これまで研究部を中心に研究を進めてきました「標準職務表」や「共同実施」などを具体的な行動として地域や現場で展開していくことが必要になってきたと言えます。

「今までの仕事のやり方で私たちは生き残れるのか？」といった学校事務職員制度始まって以来の大問題にきっちりに対応するためには「この1～2年が勝負になる」ことをご理解いただきまして、より一層の事務職員の団結と熊事研へのご協力を宜しく申し上げます。

この会報が皆様のお手元に届くのは年末から年始にかけてになると思いますが、まずは、この一年が皆様にとっても、また事務職員制度にとっても良い年になりますよう共に頑張りましょう。

末尾になりますが、熊本市立中緑小学校の内野先生が今年の9月にお亡くなりになりました。

心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、先生の果たされなかった分まで学校事務職員の火を燃やし続けることを会員一同を代表しましてお誓い申し上げます。合掌

回 想 録

9月28日夜、突然の訃報により、私は、一瞬、言葉を失いました。8月上旬に頭部の手術を受けられ、術後も順調に回復されているとお聞きしていた矢先のことでした。

友人として、すぐにお見舞いに駆けつけるつもりでしたが、私自身、身内の不幸で、先延ばしにして、最後の語らいを持つことができず、今となっては後悔と自責の念で心が痛みます。

内野さん、あなたとの最初の出会いは、32年前の昭和48年4月でした。私が初任校の牛深小へ赴任し、同時に久玉中へ赴任した清田良一さん(のち熊本市職員)と半年前に、山の浦小(廃校)へ赴任したあなたとの三人の親交がここに始まりましたね。

いつも、スーツ姿で、同じヘアスタイルの実直そうなあなたは、青春ドラマのなかの、森田健作さんのようで、新採の私にとって、好感の持てる先輩でした。天草教育事務所での出張、あるいは、熊本の帰省のおりとかで、車の免許を持たない三人は行動を共にするうちに自然と親しくなりましたね。清田さんが、一年後熊本に帰るときに、あなたが、清田さんのスズキの青いバイクを譲り受け、お互いにバイクで山の浦と久玉間を往来しだしてからは、私たちの親交は更に深まりました。

赴任一年目の記憶で最も印象的なのが、女優の松坂慶子さんを目撃したことでした。昭和47年4月に始まったNHK朝のテレビ小説「藍より青く」は戦前の牛深を舞台にしたストーリーで、当時、高視聴率で、お茶の間の人気番組でした。昭和48年3月に放送終了後、同じ題名で映画化され、ヒロインの「まきちゃん」役に松坂慶子さんが起用され、山の浦が舞台になったこと。村の人々が多数、エキストラで映画に出演されたこと。当時の山の浦は、テレビアンテナをはず

せば、すぐにでも、戦前の牛深として撮影できたことなど等、あなたは、得意げに私に話してくれました。

そして、まるで嘘みたいな話ですが、たまたま、熊本へ帰省した時、水俣駅で、あの松坂慶子さんを目撃したのです。サングラスをかけ、帽子をまぶかにかぶり、すれ違った時、私たちは興奮しました。声でもかければよかったのですが、まだ二人とも若くて顔を見合わせるだけでした。……

当時、あなたは、学校の近くの職員住宅に住んでいましたが、お世辞にも綺麗とは言えず、ビー玉を畳の上に置くと、自然に転がるような傾いた家でした。自炊をしておられました、毎日、野菜炒めばかりだとぼやいていましたね。私も久玉に部屋を借りて、自炊をした時は、何度か、あなたをご招待しました。いつも豚カツと味噌汁でしたが、「徳山さんの料理はうまかですね。」と言っておいしそうに食べておられました。その光景が、私の脳裏に今でも焼きついています。

昭和49年4月に、川口さん(結婚後退職)、9月に花房さん、野村さん(現中田さん)、浦田さんの三人の新しい仲間が加わり、昭和47年4月採用の原口さん、同年10月採用のあなた、昭和48年4月採用の松原さんと私、そして、大ベテランの小田先生、総勢9名の牛深市事務職員会の陣容が整ったのはこの頃のことです。月一回の例会は実に楽しかった。小田先生以外は18歳から25歳までの近い年代で、経験の浅い私たちは、仕事上の疑問や悩みなど、よく皆で語り合ったものです。その中でも、年長のあなたは、決して話し上手ではないのに、明晰な頭脳で、私たち後輩をよく導いてくれました。

花房さんが私の隣人になり、三人の親交が始まりました。バイクで久玉に来られるたびに食事を共にしました。松本さんの実家にも何度かお世話になりました。

昭和51年3月、あなたが、念願かなって、熊本市へ転勤する際、いつも口ずさんでいた歌が、太田裕美さんの「木綿のハンカチーフ」でした。

恋人よ、僕は旅立つ、東へと向かう列車で、華やいだ町で、君への贈り物、探すつもりだ……という詩で、気持ちが、時の経過と共に離れ、都会の生活に染まっていく恋人に、最後に別れの、木綿のハンカチーフをねだるという女心を描いた曲なのですが、先日、久しぶりに、この曲を聞き直して、あなたが、眩いばかりの青春時代を過ごした遠い日の記憶が、鮮明によみがえり、目頭があつくなりました。

余談ですが、あの青いバイクは、花房さんに乗り継がれ、牛深の町を駆け抜けていきました。熊本に帰り、託麻北小に勤務され、そこで、最愛の奥様と結婚され、一男、一女の父親になりました。私も結婚式にご招待を受け、末席であなただ方を祝福しましたが、なぜか、自分のことのように感激したことを思い出しました。

あなたは、中学時代にバスケットで鍛えた体力で、いろんなスポーツに親しみました。その中でも、ソフトボールは、事務研の大先輩の宮永、緒方、村上、岡さん方と一緒に、若手の代表として活躍されていました。その後、竹田さんのチーム・ジョウダンでも主力メンバーの一人でした。あなたが、白坪小や古町小の頃はバドミントンもよくしました。暑い盛りも、汗だくでプレーしましたね。

登山もよく行きました。あなたと、花房さん、水上さん、眞鍋さん、私との五人で、金峰山周辺、阿蘇、天草、津江、久住の山々、祖母山等いたるところに登りました。その中でも、酒呑童子山を、目指した時でした。その日は、白川中の生徒が高岳で遭難した事件の前日、確か、成人の日の前日、1月14日のことでしたが、その冬、第一級の寒波襲来で、吹雪と寒さのため、登頂を断念したことがありました。あの時の自然の怖さは忘れられない思い出となりました。

ゴルフのスイングでも、まず、足のスタンスを決めグリップを確かめ、脇を締め、入念に素振りを繰り返し、呼吸を整えた後、ボールを打つ姿は、あなたの慎重で、真面目な性格を象徴的に表していましたね。

お酒は、全く下戸でしたが、カラオケで熱唱するのはお好きで、十八番は、夜の街には不似合いな、加山雄三さんの曲ばかりでしたね。夜空の星、蒼い星屑、夜空を仰いで等、とりわけ「旅人よ」が大好きで、この曲は、あなたの人生観そのものでした。…風にふえる緑の草原、たどる瞳輝く、若き旅人よ…今、考えると、あなたの好きな歌は、「旅立ち」「旅人」「星」という言葉がキーワードになっています。何故そんなに早く旅立って星になったのですか。私たちを残して…

発病されて、14年間、私たち友人も、事あるごとにあなたを激励し続け、ご快癒を信じていました。ただ、時にはあなたの足となり、杖となり、あなたを支え続けられた、奥様の献身的な介護があったからこそ、ここまで回復されたものと思います。病気に立ち向かい、病気を受け入れ、病気を克服されようとして、57年間の生涯を閉じられたあなたと、奥様、子ども様方に、私たちは感動の拍手を贈りたいと思います。内野寛さん安らかに眠りください。私たちは決して、あなたのことを忘れません。

ここで私の回想録は幕を閉じますが、最後に、会員の皆様に、若き日の内野さんのお姿と、人となりをは是非知って頂きたいという想いで、筆を執りました。

青春のレクイエムより

平成17年10月21日
武蔵中学校 徳山純一

「内野博先生 安らかに眠りください」

内野さんの訃報を聞いたあの時、あの時間を、今でもはっきりと思い出します。

夜の早い私はすっかり夢の中でした。9月28日夜徳山さんから、内野さんの突然の、それこそ青天の霹靂の一本の電話でした。これを書いている今でも、まだ信じ難い気持ちです。

わたしが内野さんと初めてお会いしたのは、球磨人吉からの異動で古町小学校へ赴任した昭和56年4月のことでした。内野さんは隣の白坪小学校へすでに勤務しておられ、当時盛んに開催されていた、たぶん西部地区研の会場ではなかったかと思えます。同じ地区であった関係でその後しばしばお会いしました。

何がきっかけで親しくお付き合いするようになったのかを今では定かに思い出せませんが、たぶん健康の話題だったのかもしれない、山登りだったのかもしれない、下手の横好きだったスポーツだったのかもしれない。

身体の強くない私は、お兄さんが医師をされていることもあってか、それはそれは健康について、医学的なことについて詳しく内野さんによく相談したものでした。気功について、健康食品について、それは熱心に、詳しく私たちに話されている姿が昨日のようです。内野さんから勧められた健康食品、今でも愛飲しているのがあります。飲む度に思い出しています。

山登りについては、徳山さんの回想録に詳しく述べてありますが、金峰山タイムトライアルもありました。いつも内野さんと徳山さんの一騎打ちで私たちは付いて行くのがやっとでした。基礎体力の違いを感じたものでした。

健康について、身体のことについて、あれほど気を付けておられた内野さんがどうして？と、本当に悔やまれます。本当に思い出は尽きません。(一緒にゴルフをしていたこと、カラオケで歌ったこと等、徳山さんの回想録のとおりです。)

安らかに眠りください。心からご冥福をお祈りします。

砂取小学校 眞鍋和弘

第3回理事会だより

H17.12.16(金)

於：水前寺共済会館
事務局長 今坂 文枝

第3回理事会を開催しました。県大会後の理事会で、本年度大会の総括や反省、次年度の大会に向けての課題と問題点、また懸案事項の討議など、終日にわたり活発な論議が展開されました。

I 今年度大会の反省と総括

第31回記念大会の基本総括 2運営面全体 3全体研究会 4各分科会の総括と反省
事務局としては、満足のいく会場を提供できたと考えています。パレアホールが分割出来なくなったことから、鶴屋カーネーションサロンを使用することとなりましたが、大会期間を通して、一つの会場ですませることができるメリットは大会運営ばかりでなく、分科会運営の面からもよかったです。

開会行事・講演時にホールへの入場制限を設けましたが、そのことにより参加者の自覚がでてメリハリがついたように感じる。今後さらに会員への周知徹底を呼びかける必要がある。

II 次年度大会について

大会の会場は、今年度使用した会場で行いたいと考えています。分科会場を一会場追加することにはなりましたが、経費の面では他の会場に比べ安く抑えられているため次年度もそのままの会場と考えています。経費の見直しについては昨年度から取組んできているので、今後は大会の運営面について検討を重ねながら次年度の具体的な計画を立てていくことになりました。

次年度(第32回)大会

期日 平成18年10月25日(水)26日(木)
場所 鶴屋ホール

III 全事研の組織加盟について

総会において採決の結果、全事研の組織加盟が決定されました。加盟後の会費納入やその他の諸問題などについて協議され、次のように決定しました。

(1) 全事研会計等について

- 1 一般会計と全事研会計を別会計にする。
- 2 会費の納入方法
各地区研で、熊事研究会費と同時に、徴収していただく。
全事研会計は、事務局の会計Bが担当する。
- 3 納入開始年度
平成18年度分から納入
- 4 全事研への加盟の時期
平成18年度から加盟
- 5 全事研究会費の毎年の納入期限
7月末日をめぐりに納入
- 6 会費納入人員の
二分の一 ⇒ 全事研に会費として納入。
二分の一 ⇒ 評議員会・総会の旅費補助に当てる。
※全事研からの評議員会・総会の旅費の措置がないため、多くの県が評議員会・総会の旅費補助として確保してから、二分の一を納める方法をとっておられます。
- 7 評議員会・総会の年間回数(同日午前午後)
年2回(2月、7月)
- 8 評議員会・総会の出席者
支部長(1名) 会長
評議員(1名) 事務局長(評議員は各地区理事を通じて全事研からの資料の周知や、報告物を取りまとめ
て提出する。)

IV 「学校事務必携」の作成について

V その他の協議事項

VI その他の連絡事項等

第31回大会報告

全体研究会の総括

第1部 行政説明「教職員人事評価制度」

熊本県教育委員会学校人事課 小中学校人事班 主幹 石元光弘 氏

熊本県教育委員会学校人事課 小中学校人事班 参事 浦川聖吾 氏

熊事研では、昨年の県教育長講話に引き続き、今年も県教育委員会より講師をお招きしての講演(行政説明)の時間を設けることができた。内容は、来年度から導入される「教職員人事評価制度」について、導入の背景、目的、概要が述べられた。以下、簡単にまとめると、次のような内容であった。

導入の背景には、国の公務員制度改革の動き、文部科学省の動向がある。今回は、昭和33年に制定された勤務評定制度を、リニューアルするものである。評価結果のフィードバック、評定基準の明確化、複数者(校長、教頭)による評価が改善点である。

新しい評価制度は、教職員一人一人の職務遂行能力の向上を目的とし、本県では、評価者評価と自己評価の2方向から評価を実施する。評価者評価は、基本的に求められる職務行動に照らし合わせ、仕事に対する姿勢や行動プロセスが評価対象とされる。一方、自己評価は、自己目標の達成状況の評価を言い、組織マネジメントの方法を取り入れる。最終目標を確認した上で、実現可能な身近な目標を設定し、達成していくというP-D-Sサイクルにのせ、職務能力の向上をはかるものである。本県では、この自己評価に対して、管理職が行う評価結果を実績評価として活用することになっている。実績評価は、将来的には給与等の処遇に反映させていく予定である。

評価結果の取扱いは、自己評価は原則開示、評価者評価は非開示とされる。評価シートは学校分がとりまとめられた後、市町村教育委員会→教育事務所→県教育委員会へ提出されることとなっている。

第2部 研究発表「研究推進5か年計画の研究成果と総括」

熊事研研究部

研究部の発表は、これまでの研究の総括とこれからの研究の2部構成で発表が行われた。双方に共通して流れる課題は、職務の明確化と中教審答申・教育改革への対応であった。

このことは、これから研究5か年計画の総括を節目に、テーマも異なったものになっていくが、学校事務職員が取り組んで行かなければならない基本的なテーマは変わらないことを意味している。

第1章では、過去4年間の研究が短い時間で総括され、研究の方向性が確認できた。

平成13年度:研究推進5か年計画のはじまり。平成10年の中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」で示された、学校の自主性・自律性の確立、学校裁量権の拡大等に対応した見直し市町村の学校管理規則の中でどれくらい具体化されているかを、「市町村基礎調査」を行うことにより把握した。また、同時に中教審答申に対応した学校管理運営規則モデル案を作成した。

平成14年度:平成10年の中教審答申の中に、学校裁量権の拡大により増加する事務・業務を効率的におこなうための共同実施が示されている。研究部では、共同実施がいかなるものであるかの研究を行い、会員の共通理解を図った。第2部では、姫路工業大学の清原正義先生を招聘して「義務教育と学校事務職員制度の行方」という演題で講演いただいた。

平成15年度:熊事研では、標準職務に関する全国の情報を収集し、考察を加え「標準職務表モデル案」を作成した。また、研究成果を冊子「事務職員の標準的職務」にまとめた。また、全国から3名の方をお招きして、「標準職務に関する研究」についてシンポジウムが行われた。職務の明確化問題を考える時、事務職員の標準的職務の考察は避けて通れない課題である。この年の研究は、その後の研究のベースとなる大切なものであった。

平成16年度:学校経営の中で、学校事務がどのように機能し、また、職務を明確化していくかを考察した。具体的には「校務分掌における事務部の在り方」、「校務分掌」「事務部経営案」「標準職務表」の関連性の研究を行った。また、前年度調査した「標準職務表アンケート」の考察も行った。

最後に、過去4年間の研究は毎年の研究テーマが大きく、課題をたくさん残しているということも整理できた。

第2章では、「これからの研究計画」の中で、上記の課題に対して、随時、過去の研究を振り返り、定着状況等を把握していくことを計画している。また、同時に教育改革や公務員制度改革に対応した研究を進めていくことの必要性が挙げられた。来年度からの研究計画は、「人事評価制度と標準的職務」、「学校経営への参画」、「学校事務と情報管理及び情報の共有化」と策定された。今年度は、研究の方向性を示すにとどまり、具体的な研究はこれからである。

第3部 行政説明「義務教育費国庫負担制度について」

文部科学省 初等中等教育局 財務課 給与係長 栗井 明彦 氏

義務教育費国庫負担問題に関するこれまでの経過、最新の情報が説明された。以下、簡単にまとめた。

義務教育費国庫負担制度とは、義務教育費無償の原則に則り、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためにある制度である。昭和49年には給与、諸手当、退職手当、児童手当、共済費、公務災害補償基金、恩給費、旅費、教材費が国庫負担とされたが、行財政改革が実施され、漸次減らされていき、平成16年には給与、諸手当のみが残される形態となった。

現在の義務教育費国庫負担対象経費は、2兆5,247億円(平成18年度要求額)である。政府では三位一体の改革の中で、残された給与、諸手当についても国庫負担の対象外とすることが検討されている。

「三位一体の改革」とは、地方が自らの創意工夫と責任で政策を決め、自由に使える財源を増やし、自立できるようにするため、「改革と展望」の期間中(平成18年度までに)国と地方の税源及び支出の見直しを行おうとする改革である。

その流れは平成14年5月の経済財政諮問会議における「片山プラン」の発表にはじまる。プランで提案されたのは、5.5兆円の国庫補助金の削減と5.5兆円の税源委譲であった。以後、義務教育国庫負担金の取扱が政府、地方、文部科学省の間で論議されてきたが、平成16年11月、政府・与党の合意において、義務教育及び義務教育費の在り方については、中教審において結論を得るという合意がなされた。そして、今年、中教審より政府に提出された結論は「義務教育費国庫負担制度堅持」であった。中教審は、

- 1 義務教育は国と地方の共同責任である
- 2 義務教育水準の維持向上のためには、義務教育費国庫負担制度が不可欠
- 3 制度がなくなれば、義務教育の地域間の格差をまねく
- 4 制度がなくなれば義務教育費に充てられる保障がなくなる
- 5 地方の創意工夫により教育改革を進めるためには、義務教育費国庫負担制度が必要と大きく5つの根拠をあげている。

しかし、政府に提出された結論に、首相は反対しており、最終結論を待っている状態という説明であった。この後11月末に、政府は「義務教育費国庫負担制度」は残しつつ、補助率を現在の2分の1から3分の1に削減する結論に至っている。

第1分科会 学校経営と学校事務

第1分散会 「教育と学校事務の制度」

1 事務室で出会う子どもたち

発表者 大塚 光信(熊本地区 熊本市立江原中学校)

2 人吉市の例規と学校事務

発表者 後藤 義一(人吉地区 人吉市立第三中学校)

「学校経営と学校事務」は、学校経営における学校事務の位置付けや役割について考える分科会である。今回は熊本市立江原中学校の大塚光信さんから「事務室で出会う子どもたち」、人吉市立第三中学校の後藤義一さんから「人吉市の例規と学校事務」が発表された。

午前中行われた第1レポートでは、ADHDという発達障害の子どもとの出会いを中心に、経験したことや対応について述べられた。事務職員は子どもたちの教育(指導)に直接的に結びつかない人たちという印象が、妙なつっぱりや緊張感のない心地よい安堵感をもたらしたのではないかと話された。

様々な経験をふまえ、ADHD児問題解決のための取り組みについてあげられた。

- ・ 抱っこ、肩車、プロレスごっこなどを行った人間がいたこと。(スキンシップ)
- ・ 生徒指導上の問題ではなく、ADHD児として心の病気の治療としてとらえたこと。
- ・ 家庭において正月を親子水入らずで新年を迎えられたこと。(ストレスからの解放)
- ・ 絶妙のタイミングで加配職員の配置が決まり、全く新しい環境で新学期を迎えられた。
- ・ 専門家との話し合いにより両親の心にゆとりが生まれたこと。専門家の積極的なカウンセリング 的人間的接触があったこと。

教師以外の学校職員が子どもたちとコミュニケーションをとる際の注意としては、対等で普通の会話ができること、仕事が優先であること、仕事場での共通理解があること、教師以外の職員と話せるようになることを子どものひとつの成長ととらえること、教師以外の学校職員も学校における自分の価値を子どもとの関係においてとらえ直すことが必要、ということであった。

ADHDの子どもと接するとき、生徒指導や叱咤激励ではなかなか解決しない。解決するには学校の実態を遠くから見つめる人、学校を少し変えていく、マネジメントする立場の人が必要と考えられた。事務職員は社会的ニーズに即した、物的なこと、教育環境の整備支援によって子どもたちの成長を支えていく仕事ができるのではなからうか。

学校事務の仕事を見ると、業者との関わり、法規、インターネット、パソコンなどと、幅広く、間口の広い職業である。その特質を生かして、情報提供ができるのではないかと思う。それにより学校で起こるあらゆる問題に関われる。それぞれの学校の現状にあわせたオーダーメイドの発想を持つ。職務確立のその上に「売り」の部分があって、事務職員の実在意義も確立されていくのでは、といったものだった。

参加者で発達障害の子どもを持つ事務職員からは、親と職員の二つの立場で話された。親としては、発達障害のことについて先生方に啓発している。一人でも二人でも理解を深めてくだされば、彼らにとって暮らしやすい社会になるのではないか。事務職員としては、体験談を語り、アドバイスが出来ればと考えている。また、物品に関する知識を生かして、個々に応じた施設や小道具の工夫ができるのではないかと言われた。

助言者の熊本大学非常勤講師・等泰三先生からは、医者や薬剤師、教師と事務職員の関係は似ている。いい医療は医者だけでは出来ない。学校においても、教師だけでなく互いに協力していく時代である。職域の発展は、我々の社会を守ることにつながる、との言葉で午前中の研修を終了した。

午後からの第2レポートでは、人吉市で制定された例規について発表された。中央教育審議会答申が求めた学校の自主性・自律性の確立、学校裁量権限の拡大をめざして、校長権限の拡大、学校運営体制の整備がはかられ、制度的な条件はほぼ整備された。しかし、制度の運用という面では、アンケートの結果をみても、学校ごとに偏りがあり課題を残している。制度内容と運用の両面から人吉市の実態を報告するとともに、学校経営の改善のために事務職員が行うべき職務実践のあり方について、深めていった。

発表者からは、例規整備の必要性や効果を、

- ・ 事務職員の職務内容や範囲が明確化されれば、今後学校経営へ積極的に参画する道が開けてくる。
- ・ 学校現場のあらゆる事務処理は事務職員と教員の協力体制・共通理解のもと、日々進めることこそよりよい学校経営につながる。理解を得るための土台づくりが必要である。
- ・ 例規の整備により、定期異動の際も今まで慣例で行ってきたことを引き継ぐのではなく、例規に基づいた事務処理を伝えることで、事務処理の方法や職務範囲が変わってしまう状況を防ぐことができる。
- ・ 私たち事務職員自身のスキルアップが、児童生徒によりよい教育環境を提供することにつながる。

と報告されました。

研究責任者からは、市町村の財務規則などは学校の実態にそぐわない。誰かがつくってくれるものでもなく、自分たちでやらなければならない。しかし、その過程においては、事務職員の都合ではなく、学校の自主性・自律性のためということをも根本に進めていく必要がある。規程により責任と権限を明らかにし、職務を明確化する。標準的職務があってはじめて、来年度から始める職務評価ができるのではないかとわかれた。

2本のレポートは、内容に関連性を見つけるのが難しいように感じるが、学校経営の観点に立てば、事務職員は学校教育にどのような貢献が出来るのかという点に結びついていく。事務職員として学校の中でどのような仕事をしていけばよいのかと考えたとき、学校管理規則から様々な職務規程そして標準的職務があるという制度の整備があって、更にそれぞれの学校独自のカラーに即した事務職員の役割が見えてくるのではないかと考えていくことができた。文部科学省からは「学校組織マネジメント」が提唱されている。学校それぞれの異なった課題解決なので答えは特殊解であり、全ての学校にあてはまるわけではない。学校のあるべき姿と現状の差を埋めるための答えの出し方を学ぶものであり、取り組んでいく必要がある。

参加者からは、事務職員の専門性を生かしながら、子どもの最善の利益のためになが出来るのか、子どもが楽しいと思える学校づくりをどうやったら出来るか考えていきたい。「間口」の広い職種である事務職員は、裏を返せば、生き残っていくチャンスが多くあるということである。ハードルはあるが、事務職員個々人がいろいろなことに取り組み、まわりと相互交換することで、今後更に発展していくと思う、との意見があった。

まとめでは、事務職員は予算の面から物品・施設の支援という、ハード面の部分と、発達障害などの子どもたちとの関わり中から生まれるソフト面からオーダーメイドができる部分と、様々な学校づくりの手助けができる職種である。学校は、子どもたちが主役であるところである。その中の事務職員は昨今、存在意義を大きく問われており、力量も試される時期にきている。外からの評価にも耐えうる、学校事務の構築がなお一層必要ではないか、との言葉で会を閉じた。

第2分散会 「共同実施と市町村合併」

- 1 きめ細やかな教育の推進における事務部門の強化・取組について
発表者 野添 孝代(宇城地区 宇城市立松橋小学校)
- 2 天草市町合併に伴う取組み進行中！
～天草市開設準備協議会学校教育分科会ワーキンググループへの参加～
発表者 前田 和美(天草地区 新和町立新和中学校)

1 レポートの概要

この分科会では2本のレポートの発表が行われました。

まず、宇城地区レポートは「きめ細やかな教育活動の支援」のため事務職員の加配を受け、それまでの「事務内容の再構築」の研究を基に私たちの仕事を再度見直すことによってそれを新しく発展させていくという視点での取組みの発表でした。

2本目のレポートは平成18年3月に合併を控えた天草地区のレポートでした。合併後の学校事務の煩雑に伴う教育サービスの低下を避けるために、事務職員側から行政に働きかけ、天草市開設準備協議会学校教育分科会ワーキンググループへの参加を認められた、これまでに例を見ない非常に積極的な事例についての発表でした。

2 分科会の流れ

午前中に宇城地区レポート発表とレポートに対する質疑応答、そしてこのレポートの討議の柱「加配・共同実施によって事務の効率化を図り、生み出した時間でどのような事務を行っていくか」についての論議を行いました。質問や意見が途切れることなく続き、助言者からの感想の時間が予定より少し短くなる程でした。

午後は天草地区からのレポート発表がありました。その後質疑応答や討議が行われました。天草地区レポートの討議の柱は「ワーキンググループの今後の取組みについて」でした。こちらも合併後の市町村の事務職員からの意見をたくさん聞くことができました。

午後の後半で総括討議を「事務職員の存在意義(価値)を高めるための方向性や取組みについて」という討議の柱のもと行いました。

3 研究内容と交わされた論議

まず第1レポートでは、「具体的に共同実施ではどのような業務をしたのか」、兼務辞令について「何か兼務辞令が出るように働きかけをしたのか」、「全員に辞令が出たことで取り組んだことはあるか」といった質問が出ました。

兼務辞令については、宇城地区自体は兼務辞令が出るようなアプローチは何もしていないということでしたが、宇城地区より早くから加配を受け共同実施をしている地区から兼務辞令が出るまでの経緯を話していただくことができました。兼務辞令がなくては如何に共同実施といえども辞令の出ない学校職員の個人情報を見ることは憚られたし、色々な共同実施の方法を考える上での支障もきたしていたようです。そこで要望が出されたということでした。現在の問題点としては、中心校ではそれなりの成果は上がっているが、連携校では成果が上がっていないという点です。

多くの意見の中で、「事務職員も新しい時代に入ったのではないかな。昔は『君は学校で金槌まで使うのか』などといわれていたが、今は雑務を排除するという考えはなくなっていては通用しないのではないかな」という意見もありました。

助言者からは安全点検の観点から「情報化や個人情報保護など目に見えない部分の安全管理に対応できる学校になっているのか。学校では職員が個人用パソコンを使用するのが常態化している。情報化に対する安全点検を行って欲しい」という意見が出されました。

第2レポートでは、今までに行われた合併を経験した地区からの意見を聞くことができました。「市町村の都合で職員の配置や引き上げが行われる」、「学校現場や事務職員の仕事を知らない人ばかりで大変困った。」「予算についての落ち込み幅がバラバラだった。」「補助金の格差が大きい」、「自分たちの合併対策は自分たちで話し合っているやっていたが一方的に行政側に進められた。」という意見が出ました。そういう中で今回の天草地区の取組みは非常に前向きな取組みだったと思われまます。

助言者からは「合併の協定書は非常に大きくて、細部についてはこれから先は事務方の問題で、そこでどれだけの物事を決められるか、どれだけのものを言えるか、入り込めるかに懸かっている」また「このような取組みをしたということは大きな成果だが、責任を負うということだ」「合併協議会解散後、この作業部会をどのように継続させていくかも大事で、今後の課題」という助言をいただきました。

総括討議では司会者から共同実施や事務センター、学校事務のアウトソーシングの可能性、また教育事務所庶務課の廃止の可能性など年々厳しくなっている私たち事務職員の状況についての発言がありました。そこから討議の柱「事務職員の存在意義(価値)を高めるための方向性や取組みについて」の論議が始まりました。

「どの学校にも共通の高額予算は事務職員会等で連携をとって行政等関係各所に働きかけを行った方が良いと思った。」「共同実施について将来は事務主幹を核とした共同実施もありうるかもしれない。共同実施は事務職員の将来を考えるいい機会かもしれない。」「市町村合併はなくなったが、代わりに学校の統合がある。また、金融機関の合併や統合も困った問題である。過疎化は事務の非効率化をも進める。」「私たちの仕事は多岐多様。どんな小さなことでもアクションをおこして教員や保護者にアピールしていかなければと思う。」「学校事務職員は学校にいてこそ力を発揮する。もっとアピールをしていかなければ時代の流れに潰されてしまうかもしれない。」「公務員だからという考えではだめだ。外部からどのように評価されているか、自分自身でも不安である。やはり、学校事務の仕事はこうなんだという形(標準的職務)を早急に作り上げてアピールし、実践していくことが大切だと思う。」という意見がでました。

4 助言者からのまとめについて

助言者の杉田先生からは、「何か問題が起こった時、ただ困ったとだけ言っても問題は解決しない。解決に向けての何かしら行動を起こすことが必要。」などととても多くのことを教えていただきました。元は学校事務職員をされていたということもあって、私たちの視点と私たちとは違った視点の両方の立場で合併や事務職員の職務や存在意義(価値)について助言をしていただきました。「各市町村の予算書を是非見て欲しい。予算がないというのは、どういう理由で、どこで切られたのかの追跡調査をしてみたい。」「学校は子どもたちの教育を営むところだ。いろいろなマニュアルも必要だが、マニュアル化しないことも大事な部分もある。」「学校事務職員の立場は、離れたところからこういう見方もあるのではといえる立場だと思う。」「物事を考えるときは過去現在未来を通して公正公平を考えて欲しい」など、短い時間にたくさんの思いを話されました。

最後に「厳しいというだけでは厳しさはなくなる。厳しさをなくすためにはどうしていけばいいのかを考えていかなければならないのではないのでしょうか。」と私たち学校事務職員を叱咤激励する言葉で締めくくられました。

第2分科会 教育条件整備

1 研究会で得たものを実践に活かす

～研究は苦手でも実践は出来る。うまくいかなくてもやり直せる～

発表者 宮本 和明(鹿本地区 植木町立田底小学校)

2 学校建築と学校事務職員の役割 ～今後の学校建築の在り方～

発表者 金田 隆(菊池地区 菊池市立菊池北中学校)

1 レポートの概要

第1レポートでは「研究会で得たものを実践に生かす」と題し過去に発表された内容を参考に、事務部経営案への取組や大規模改修への取組など事務職員が主体的に活動する様子を発表されました。

第2レポートでは「学校建築と学校事務職員の役割」と題し、学校建設における事務職員の職務を認識することの重要性を、その校舎の設計士を助言者に迎え、新校舎のコンセプトと完成後の校舎の現状を発表されました。

2 分科会の流れ

(午前)基調提案

第1レポート発表(40分)

質疑

第1レポート討議のまとめ

(午後)第2レポート発表(40分)

校舎コンセプトについて(助言者より)

質疑

第2レポート総括

総括討議

全体のまとめ(助言者)

3 研究内容と交わされた論議

この分科会では、鹿本と菊池からの2本のレポートが発表されました。第1レポートでは鹿本の宮本さんから、学校事務職員が学校に必要な職種として広く認知されるにはどうするべきかということ踏まえながら、「標準職務表と事務部経営案の取組」「備品取扱要領と学校財務取扱要綱の取組」「共同実施の取組」「校舎大規模改修の取組」の大きく4点について発表がありました。特に教育委員会との関わりを大事にしながら、職責の捉え方と実践、自分の町での取組の実践、当面する自分の学校での実践という流れで、以前に県事務研等で発表されたものを参考に進めていかれた様子を発表されました。

まず事務部経営案について、今までは作らなければと思いつながらなかなか踏み出せなかったことを、県事務研で作られた職務標準表をベースに検討し、自校の教育目標と照らし合わせ自分に求められているであろう職責を考えながら、重点目標を設定した事を述べられました。

それを受けて、自分の町での取組の実践につなげたいとのことで、備品管理取扱要領と学校財務取扱要綱への取組を発表されました。教育事務所の廃止の可能性も視野に入れて、そうなった場合に事務職員の市町村における法的位置付けがなされているかで、自分達の立場が大きく違うということを認識され、一歩ずつ取り組んでいかれている様子を述べられました。植木町では今はまだ備品管理取扱要領のみ制定され、徐々に学校財務まで広げていきたいとのことでしたが、まだ一部分だけの制定で欠落部分があり、矛盾が生じる場合があるということも述べられました。

熊本市では昨年、西原村でもつい先日、町の吏員発令等があったことも触れられ、後の討議の時間では、参加者からも現状と意見を発言いただき、特に菊池市からは公印取扱要領が策定された流れを、こと細かく報告されました。

続いて共同実施の取組について発表され、植木町では11名の事務職員が共通理解を持って、加配なしの共同実施をやった取組を述べられました。県内に限らず近隣県の状況を参考に、町内11校を共同実施組織、中学校単位を分室としてとらえ、教育委員会の担当と話をしながら協力して進めていった経緯を述べられました。

最後に当面する自校の学校での実践として、大規模改修の取組を発表されました。これは異動されて2年間で一番精力を注いだことだそうで、最終的に33号に及んだ大規模改修ニュースの発行や設計者、施工業者、教育委員会との関わり方を述べられました。児童へのアンケートを取りながら、予備設計段階、本設計段階それぞれで行政、業者とも意思疎通を取りながら進めた経過を説明されました。

第2レポートでは菊池の金田さんから、校舎改築における事務職員の関わり方を反省や課題を織り交ぜながら発表されました。校舎建築が決まって建設委員会を立ち上げる際に、入るのを渋られたのに対して諸事情で入りきれなかったことを反省されながら、後から建築委員会に参加していつでもできる範囲内でできるだけ要望していったことを、施設の映像での校舎の紹介を交えながら話していかれました。教科教室型の問題点や木造で建設することで必要な敷地面積が広がってしまうこと、前校舎のあった場所に建てたおかげで、高低差ができたことや不必要な三度の引越が必要になったことなどを論議の中で深めていきました。

そういった反省を踏まえて、経験の蓄積が少ない学校の建築において、管理職はもちろん、養護教諭や給食職員、75条学級担当などもメンバーに入れながら、きちんとした形で要望を文書で上げていくことが必要との感想を持ったとのことでした。校舎についていちばん知っているのは学校なので、施工側、学校、教育委員会できちんとキャッチボールをする必要があるとの結論になりました。

きちんとしたコミュニケーションと、それに伴うもののフィードバックをきっちりしていくことが大事であるということも言われました。

総括討議では、事務職員がどんどん関わっていくとしても、地域によって温度差がありなかなか入れないところもあり、個人で解消していくのはきびしいという意見が出ました。これには共同実施で対応するとか、校長会等に訴えかけていくとかできるのではないかとのことでした。また、工程会議等に出していない方もおられ、積極的に参加していく必要があるのではないかと意見も出ました。建築に関わっても、記録を残していないことが多いのではないかと、だったら今からの分でも残していきたいとの意見も出ました。

4 助言者のまとめについて(助言者は校長会役員)

校長職からという意味で、事務職員の先生にはあらゆる場面で意見を出してほしいと思います。一般的に校長は、意見が出てくるのを待っています。

何度か経験の蓄積という言葉が出てきましたが、この経験を受け継いでいく必要があります。いかに長期的な展望に立ち、30年後40年後を見据えながら仕事をしていくかということが必要になります。いろんな人とのコミュニケーションを持ち、たくさんの意見を聞き、それにフィードバックすることが大事です。まずは広く意見を聞くということが、長期的展望に立つ第一歩だと考えます。

今学校に求められていることは経営力であり、これは校長の経営方針から始まり、組織・体制の強化という面、教育

資源をどう活用するかという面、教育課程をどう組むかという面などが入ります。校長を支え、助言・示唆を与えるのが事務職員であり、予算面、いろんな方向から入る情報などがあるでしょうから、経営力を高めるためにも、積極的に意見を述べていただければと思います。

第3分科会 事務改善

第1分散会 「事務室経営案と文書管理」

1 事務室経営案と自己評価

発表者 宮村 浩平(荒玉地区 玉東町立山北小学校)

2 よりよい文書管理を目指して ～一部時系列保管の取り組み～

発表者 渡邊 えみ(阿蘇地区 阿蘇市立一の宮中学校)

分散会は事務室経営案と文書管理をテーマに、2本のレポートをもとに進められました。

第1レポートは、荒玉地区より、「事務室経営案と自己評価」が発表されました。管内でのアンケート集計結果の考察をもとに、経営案を作成する時の心がまえを述べています。その際、学校経営目標や地域性などその学校が進む方向をしっかりと把握。次に、地区で統一されたモデルなどを作成し、学校経営案などに掲載することにより定着化をはかること。そして、定期的に年度当初に立てた目標等が達成できているか、経営案をしっかりと検証する必要があると述べられました。経営案作成については、討議の中で会場から、20年前の宮崎県大会の発表以来、事務室経営案に取り組んでいるという経験者の実践にもとづくアドバイスをいただきました。事務室経営案作成時の注意として、独りよがりなものにならないよう、最初に管理職との話し合いの時間をとること。また、作成したら、管内の事務職員の目を経て学校に取り入れることにより、経営案を通して学校の事務職員としての自分の存在と、管内の一学校の事務職員としての自分の存在を自覚すること。なるべく一人でも多くの事務職員が、半ページでもいいから学校経営案に載せていくというもので、レポート内容を深めることができました。

事務室経営案の必要性としては、レポートの中で、教職員や外部の方々への周知、学校の事務部門の活動に継続性を持たせる、後進の育成や職場内での研修の補完などの点から考察がおこなわれました。助言者も、「これからは、事務室経営案などを通して同じ職場の教員や周囲の方々に理解を求め、学校に必要な職種であることを示すことが必要。事務室経営案の引継性、継続性も大切な要素である。」と述べています。討議の中で、事務室経営を通じた評価について、「職員に対して、学期毎の教育反省の形で評価を行っている」、「年度末に全職員に3段階評価のアンケートをとっている」等いくつかの実践事例が紹介されました。評価そのものについては、「日々の人間関係の中で培われたものが、評価として表れていくのではないか。職務評価については、経営案なしでもできるのではないか。」という意見や、「経営案をとった評価は、自己の向上のため、他職種への理解をすすめるためにも必要。」等の意見が出されました。助言者は「中教審の答申以来、学校の裁量権の拡大等がすすめられている、いろいろなことが変わってくる中、変化に対して事務職員がどのような関わり方をしていくか、学校内あるいは外部へのいろいろな存在意義というもの示すことに繋がっていく。この状況をチャンスと捉えなおして、そういうことに積極的に関わっていくことが必要だ。経営案と人事評価制度の関係は説明責任と存在意義を考えることが必要だ。」とまとめがありました。

第2レポートは、阿蘇地区より「よりよい文書管理を目指して～一部時系列保管の取り組み」が発表されました。地区研で作成された「阿蘇郡公立小中学校文書取扱要領」に従って往復文書を処理していた発表者が、よりよい文書管理を目指して試行錯誤した実践が述べられました。阿蘇郡の「文書取扱要領」は往復文書をその内容でマニュアルに従って分類し、ボックスに保管するという方法を採用していますが、平成7年に作成されてから10年もたっています。10年前とくらべ、文書の量も分類する種類も増加し、必ずしも適切な文書処理の方法とは言えなくなってきました。そこで、「文書処理を効率化し文書検索をより早くする」という目標のもとに、パソコンによる受付をおこなったところ、受付事務にかかる時間が短縮されましたし、保管に要する時間を短縮するために、分類保管から時系列による保管に変え、効率化がすすめられました。さらに、保管もボックスからポケットファイルを採用して、検索を行いやすくしています。

課題もいろいろと抱えています。パソコンによる時系列保管を実践することにより、効率化が図られ文書処理について考える機会を与えるものとなりました。

会場からは、市の文書規程や地区研の処理要領に従って文書処理が行われている学校が多く、このレポートのパソコン受付、時系列保管という取り組みが新鮮に感じられたという意見が出されました。文書量の増大、分類の種類も増えるばかりという中で、教育改革で新しい仕事も事務の領域に増えようとしている現在、一つ一つの仕事の現状を分析し、従来の仕事を効率化していくことの必要性も述べられました。

このレポートは、一つの実践を紹介したのですが、地区研で作成した文書処理要領の再検討という将来的展開を含んでいます。より客観的な方法で分類を行うことに対し、またパソコン処理に対応した分類ということで、分科会に参加した方の中には、この発表を聞き、自分の地区や市町村の文書規程や要領のあり方を考える契機となった方もあるようです。また、これから文書処理要領を整備する際に、分類方法まで規程していくことの必要性に疑問を投げかける意見も出された。助言者はまとめの中で、文書事務のポイントは、受付作業が楽なこと、保管が楽なこと、検索がしやすいことだと述べています。教育改革が進む中、いろいろと新しい仕事がかこれまでの事務の領域に入ってくるのが予想されるので、今回のレポートのように、効率化に向けた実践を積み重ねていくことの必要性が確認されました。

総括討議では、まず、事務室経営案と評価について意見が出されました。評価には不安が伴うものです。とにかく、自分に忠実に一生懸命頑張ることや自分の能力を高めていくことが基本で、評価を一喜一憂する必要はないということで先輩事務職員の方からアドバイスがありました。学校経営の参画それ自体が評価に対応することに繋がっていくというご意見。また、大事なことをしっかりと押さえて、目標をたてていくことの大切さもご意見をいただきました。

また、討議の柱である学校経営への参画について助言者が整理されたことは、

- ① 学校教育目標や経営方針を意識した仕事をどんどんとっていく。
- ② 予算執行、旅行命令…今年の方針で研修先をみる。対外的連携の主体者になっていく。(PT Aも含めて)…経営に参画する仕事
- ③ 事務部としての主体性の発揮。研修も必要。
- ④ 唯一の行政職員としての視点を大切に、県や市町村の法令法規とつながった視点。

裁量権が増していくほど学校の仕事が増えていく。その役割を事務職員が校内、校外でも果たしていくことが大事かと思うということでした。

2本のレポートとも、若手の事務職員によるものでしたが、それに対して、会場から経験にもとづくご意見をたくさんいただきましたし、時代の流れも踏まえた討議ができ、これからの学校事務を考える一つの契機を与えるものでした。

第2分散会 「職務能力の向上」

- 1 学校事務基礎講座の取組について ～新たな研修体制づくりに向けて～
発表者 宮本 里美(水葦地区 水俣市立水俣第一小学校)
発表者 立島 弓子(水葦地区 水俣市立水俣第二中学校)
- 2 八代地域イントラネットによる事務職員間のネットワークの構築
～一人じゃない。スクールネットで繋がった事務職員～
発表者 平野 哲也(八代地区 八代市立二見中学校)

1 分科会の流れ

本分散会では2本のレポートが発表されました。午前には水葦地区の発表と討議の柱1、午後には八代地区からの発表と討議の柱2、そして最後に総括討論を置きました。

2 レポート1の概要と研究内容(交わされた論議)

第1レポートは水葦地区から「学校事務基礎講座の取組について」の発表でした。

4年前、管内グループ研修の1つとして比較的経験の浅い者や臨採を中心に結成されたこの基礎講座は、基礎知識はもとよりこの講座を学んだ後に次のグループに自発的に参加出来るよう、それだけの力をつけて次のグループ編成に対応出来るよう実施してきました。初任者等の減少によるメンバー構成やグループ研修の在り方、そのような研修体制としての大きな課題にぶつかると、様々な問題に気づき現状の研修体制を変えようと管内事務研で問題提起を行ったこと、そして今後の方向性について発表されました。

レポート発表後、質疑の時間を含め『基礎講座の在り方』という討議の柱のもと、各地区から初任者研修(以下「初任研」)の実施状況を報告していただきました。状況として県内・県外を問わず、近年は採用や旅費の減少で管内事務研での実施はほとんどなく、初任者がいる地区は市町村単位の事務研で解決しているということ。今後、初任研を実施するならばと言うことでは「共同実施」の可能性も挙げられました。研修会の削減がある中、研修の機会をどうやって作っていくのかが大きな課題ですが「初任者研修」という形で実施するのではなく、共同実施をうまく利用すると初任研として対応出来るのではないかと等しい意見でした。論議が進むにつれ、発表者からはベテランの方に対してのお願いもありました。「事務職員は最初の出会い方次第でその後の仕事に対する考え方や進み方が影響してくると思う。そのためベテランの方にはこれまでの経験や思いを初任者に語って欲しい」という内容でした。

最後に助言者より「若い事務職員は力を持っているし、保護者や地域の方からも期待をされている。そのためには1人で3～4人の仕事をしなければならず、大変ではあるが今後も幅広い研修の中で経験を積んで欲しい」と若手事務職員への期待を述べられました。発表者に対しては、「自分達で作って行こうという意欲、そしてそれを管内で提案して実施していく力に感服しました」と暖かいお言葉を頂きました。水葦事務研の中では一番年齢構成の若いグループからの発表でしたが、研究内容や発表に対する姿勢など、歳の差も感じさせないような堂々とした発表でした。

3 レポート2の概要と討議の柱2

午後は八代地区から「八代地域イントラネットによる事務職員間のネットワークの構築」が発表されました。平成16年度から八代郡市の公共機関が「八代地域イントラネット」という高速データ通信網で結ばれたのを皮切りに、八代郡市学校事務職員研究会では事務職員がこの中の「スクールネットN1」をどう活用できるかを模索してきました。運用開始時の期待と、実際に使用していく中での問題や解決策などのこれまでの経緯、そしてこれを利用しながら事務職員がどう組織的に繋がっていったかという内容でした。

レポート発表後、『情報の共有化をとおして、資質向上をどう図るか』と題し討議の柱2を進めました。まず会場からの質問で「委員会からの文書処理はどのようにしているのか」に対しては、「正式な公文書はファクシミリ又は直接紙で来ている状態。予算要求書の様式等に関してはメールで来る事もある」という回答でした。インターネット導入により用紙の削減が期待されていた以前に反して、全てをパソコンを通じて処理することは今の状況では難しいようです。次に各地区のインターネット活用(事務処理)状況を報告していただきました。管内事務研のグループでホームページの更新に対応している地区や、ホームページを立ち上げてはみたがパソコンに詳しい人が異動してしまった事により運営が難しい地区、県外では全ての事務室にパソコンが配布され、財務会計については全てオンラインで行い事務職員同士ではメールでやりとりをしている等地域格差が浮き彫りとなりました。さらに話は進み、「今後はその管内だけのホームページ利用ではなく、それぞれの地区のホームページをリンクしながら情報の共有化を目指し利用出来たらいい」とインターネットを通じた事務職員との繋がりに関する意見もありました。

これらの事を含み助言者より「近年は瞬時に情報を交換出来るようになった。使えるものは全て使うという精神で、事務職員間の意識やレベルの差を埋めることが出来たらいい。情報の共有化をすることで、いかに効率的に資質の向上も含めて繋がりを合えるか、今後インターネットは大きな可能性を持っていると思う。今回発表者が具体的に市の担当者と話し合い、取るべき所を取っていることは素晴らしい。」と助言をいただきました。最後に八代地区より「八代はまだ始まったばかりだがこれから大きな可能性を持っていることは間違いない。便利な道具として効率的に利用し、利用した職員がお互いに資質の向上が出来て繋がりがあえるものになったらいいと思う。」と今後の方向性を力強く発表されました。

4 討議の柱3

午後の後半は総括討論として『研修をどのように広げ、どうつなげていくか』について討論を行いました。始めに助言者より「基本的には県の責任で職務についての研修を行うべきであるが残念ながら出来ていない状況。初任者のニーズの問題をまず各地で論議し、中堅には責任があるので今後どういう風にあるべきかを組織的に検討して行かなければいけないと思う」とありました。そして会場からは「事務職員は危機感を持たないといけないのではないか、自分の能力を他に見せつけ事務職員は学校に必要なんだと思わせないと、今後の改革は乗り越えられないのではないか」との声がありました。また「現在の事務職員の仕事が外部に理解されていない現状の中、教頭という立場の人間に事務職員を分かってもらえると教員からの理解も深まりやすい」との声もありました。その他、県外では共同実施を行うことにより研修の体制を作っているという意見もあり、さまざまな体制があるのだという事を感じました。

5 助言者のまとめ

会の最後に助言者より学校経営への参画や教育委員会との関係の重要性、目標を持つことの大切さ、インターネットを使った研修の有効性について、そして単数配置が多い事務職員の統一性・機能性を持つには共同実施とは一つの手段になるのではないかとのお話がありました。「情報の共有化によりスキルアップがあるだろうし、きちんと責任のある仕事が出来ると。一人で考えるよりみんなで考えるというのが今の一つのキーワードではないかと思う」と事務職員との繋がりの重要性をさらに意識し、今後の方向性が見えるような助言をいただき会を閉会しました。

今年、3月3日付で、大分県教育委員会より「公立小・中学校事務職員の標準的職務内容について」が通知されました。その内容について掲載します。是非、ご一読下さい。

教委義第3887号
教委高第2430号
平成17年3月3日

各市町村教育委員会教育長 様

大分県教育委員会教育長

公立小・中学校事務職員の標準的職務内容について(通知)

これからの学校は、自主的・自律的に教育活動を展開し、特色ある学校づくりや地域に開かれた学校運営を推進することが求められており、教職員一人一人がその職務と責任を十分自覚し一致協力して、機動的、組織的な学校運営を行うことができる組織体制を整える必要があります。

そのため、県教育委員会としては、公立小・中学校事務職員の職務内容を整理・検討し、学校事務を学校運営組織に適切に位置づけして、学校事務職員が積極的に学校運営に参画できるよう、学校事務職員の標準的職務内容表を作成しました。

市町村教育委員会におきましては、学校事務が一層円滑に運営されるよう、この通知の趣旨をご理解いただき、管内の各学校にも周知していただくようお願いします。

1 標準的職務内容作成の趣旨

小中学校事務職員は、基本的に一校一名あるいは未配置であるため、長年、その職務内容について本格的に整理検討が行われていない状況にありました。

学校事務は教育指導、教育研究とともに学校運営の重要な部分であり、今日の教育内容の多様化・複雑化の中で、より一層その重要性が増しています。

学校が特色ある教育活動を展開するためには、自主性・自律性を確立する必要があり、開かれた学校づくりを推進する上では、学校経営について保護者や地域住民に対する説明責任が問われることとなり、総合的な事務処理体制の整備と責任体制の明確化が求められます。

このような中で、学校事務職員は学校経営を支えるスタッフの一員として、事務の専門性を十分に発揮して学校内外の情報を収集しながら、学校長をサポートする必要があります。

学校事務職員は、このような学校経営の一翼を担う重要な職務を負っています。

このことから、県教育委員会では公立小・中学校事務職員の標準的職務内容を示し、学校関係者が標準的職務内容について適正に認識し、学校事務を学校運営組織に適切に位置づけることにより、円滑な学校運営と学校事務職員の一層の資質の向上や意欲の喚起を促すものであります。

2 標準的職務内容の留意点

(1) 学校事務職員の職務と位置づけを明確にするとともに、他の教職員の職務との関係において適切な連携関係を構築し、円滑な学校運営が図られるように配慮すること。

(2) 今回示した職務内容は、標準的なものであり、学校規模、学校事務職員の配置数・経験年数 及び地域の実情等を考慮し、事務職員に過重な負担にならないようにすること。

公立小・中学校事務職員の標準的職務内容表

1. 学校事務職員の役割

項 目	内 容
学校の企画・運営に関すること	○企画委員会等の学校運営に関する会議への参画 ○校務分掌組織検討への参画
校内諸規程に関すること	○文書規程、経理に関する規程等、校内諸規程の制定・改廃に係る指導及び助言
渉外に関すること	○関係諸機関との連絡調整
学校事務全般に関すること	○学校事務全般に関する企画・立案、指導・助言

2. 学校事務職員の分掌

区 分	職 務 内 容	具 体 的 な 内 容
総 務	文書管理に関すること	○文書の收受・発送・保存・廃棄に関すること ○学校備付表簿等の作成・保存・廃棄に関すること ○公印の押印、保管に関すること
	情報管理に関すること	○情報の整理・活用に関すること ○情報公開に関すること

	調査・統計に関すること	○学校基本調査等の調査統計に関すること
	各種証明に関すること	○教職員の人事・給与等の証明に関すること ○児童生徒の就学・卒業等の証明に関すること
	監査・検査に関すること	○監査・検査に関すること
	届・申請に関すること	○届・申請に関すること
	庶務に関すること	○その他庶務に関すること
学 務	学籍に関すること	○児童生徒の入学・卒業に関すること ○児童生徒の転出入に関すること
	教科書に関すること	○児童生徒の教科書給与に関すること
	就学援助・就学奨励に関すること	○就学援助・就学奨励に関すること
人 事	人事事務に関すること	○職員の採用・退職・休職・転出入等に関すること ○勤務記録カードの整理及び保管に関すること ○その他人事に関すること
	服務事務に関すること	○出勤簿・各種休暇簿等の整理及び保管に関すること ○職員の休暇等に関すること ○その他服務に関すること
給 与	給与に関すること	○昇給・昇格に関すること ○諸手当の認定に関すること ○退職手当に関すること ○その他給与の支給に関すること
	旅費に関すること	○旅費の請求及び支給に関すること ○旅費の執行計画及び管理に関すること
財 務	予算管理に関すること	○予算の編成・執行・決算に関すること ○各種補助金に関すること ○校納金に関すること
	契約に関すること	○物品の購入に関すること ○施設設備の整備に関すること
施設設備	物品管理に関すること	○物品の管理・維持に関すること ○備品台帳の整理・保管に関すること
	施設・設備に関すること	○施設設備の維持・管理に関すること ○施設台帳の整理・保管に関すること
福利厚生	福利厚生に関すること	○共済組合及び互助会に関すること ○その他福利厚生に関すること
	公務災害に関すること	○公務災害に関すること

